

Title	レント = ヤウエルニツク著『民事訴訟法』(改訂第十一版)
Sub Title	Lent-Jauernig : Zivilprozeßrecht
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.7 (1964. 7) ,p.95- 96
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640715-0095">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640715-0095</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

所として、国際連合の諸機関の構成、手続、紛争解決の実務などが、かなり詳しく論じられていることも注目しなければならない。たとえば、安全保障理事会と拒否権、平和統合の決議、経済社会理事会(第三章)、国際組織におけるメンバースHIPの継承(第四章)、信託統治地域、植民地(第五章)、国際紛争の処理のための憲章制度の利用(第六章)、などがそれである。これらの問題は、客観的に説明することは、極めて困難であるといえよう。というのは、問題が、政治と法との接点において常に認識されるからである。それだけに、入門書で、客観的にこれらの問題をとりあげることが、相当に慎重でなければならぬ。

ウォールドックによる六版の増訂における叙述は、ある局面において、ブライアリーの思考ないし学的態度と多少異なつた、かなりに思いきつた評価と予測を立てている。名作を名作として改訂し、アブ・ツウ・デイトにする困難性は、作者の死後八年において既に生じたということ。それは、国際関係の変動と新しい法現象の登場によつている。たとえ国際法の基本的基調が変わらないとしても、国際法の現象は、時々刻々と変化している。この変化を、いかに理解するかは、学者の法理解への態度に依存している。ブライアリーの命脈が、この六版の増補個所に連なつているかどうか、筆者は若干の疑問をもつ。しかし、世界の動きのうちに、よりアブ・ツウ・デイトな形において、名著を改訂し大幅に増補したウォールドックの努力は、やはり継承者の義務を果たしたという意味で賞讃されるべきである。たた難をいえば、増補の個所に、ミスタイプが目立つのが

多少気になる。

(中村 洸)

Lent-Jauernig :

Zivilprozessrecht

Kurzlehrbuch, 11. neubearbeitete Auflage.

C. H. Beck'sche Verlagsbuchhandlung.

München und Berlin 1963, 293 S., 11. 80 DM.

レント・ヤウエルニク著

『民事訴訟法』(改訂第十一版)

レントのクルツレーヤブーフ第一版は、従来の各版がそうであつたと同様に、充分な理解のもと素材を縦横に駆使した教科書として、非本質的問題を排除しその叙述を訴訟法の骨子にのみとどめ、勉学者に基礎概念を理解せしめることにより、難解な訴訟法の理解を容易ならしめると同時に、将来の学問的研究の基礎を与えるのに最適の書の一つである。

今回の改版にさいして、ヤウエルニクの改訂は一〇版におけるそれと同様に、必要最少限度にとどめられ、その結果、レントの見解は全くそのまま乃至本質的に維持されている。ことに、当事者・訴訟行為・訴訟物・確定力等に関するレントの見解は全く修正され

ていない。

法律の改正には改版にさいし充分な考慮がはらわれている。たとえば第八款は一九六一年九月八日のドイツ裁判官法 (Das deutsche Richtergesetz) にそつて改訂されている (ことに裁判官の独立に関する説明)。また第九二款 I 四では、一九六一年八月一日の親族法改正法による民法六四四条の改正にもつき父子関係存否確認の訴 (Abstammungsklage) の説明が修正された。

さらに、一九六三年一月末にいたる過去一年間の新判例・新文献が増補された。ヤウエルニックは、判例・学説等文献の取捨選択にはかなり注意を払つており、その結果各章冒頭の文献欄は充実されたといつてよい。一〇版における改訂にさいして、ヤウエルニックは、判例ごとにブンドスゲリヒトの判例を多く引用するという方針をとつた。今回の改訂にあつてもこの方針が踏襲されているようである。これは、理論と実務を直結するという意味でも、また豊富な実例を提供し訴訟法の理解を容易ならしむるという意味でも賛成しうる。

内容的に加筆された部分も全くないわけではない。第六款では、従来レントにより比較的簡単にしかふれられていなかつたドイツ民事裁判権の限界の問題が書改められ、併せて国際管轄権の問題が解説されている。国際民事訴訟研究の必要が益々増大しつつある今日この点は従来以上に詳細に取扱わるべきであらう。また既判力に関する第六二款で彼は、東独の判決の承認の問題を取扱い、裁判に対する幅広い概観をしている。

しいていえば、第一に、彼によつても仲裁手続の解説 (第九四款) がなおざりにされている点に難点がある。レント版におけるこの点の説明を彼が補完せんとする努力は認めらるべきではあるが、依然として、その法理論的内容や経済的意義を充分説明し尽しているとはいえない。文献欄はこの点では特に他の款のそれに比較して見劣りがする (ことに „Konkurs-, Treuhand und Schiedsgerichtswesen“ 中の論文)。第二に、多くの概説書・体系書につきいえることであるが、訴訟法学の本質・方法論等についての解説がない点も問題である。読者が本書の各所から帰納的に推論すべき事項といつてしまえばそれまでのことではあるが……。

最後に、ヤウエルニックの一〇版における改訂箇所は既に数多いが、それらはレントのあの問題の本質的理解に適した簡易な文章にふさわしく、レントの文体は新版においていささかも損われていないことを附言しておく。

(石川 明)